

神道非宗教論の発生

—神社非宗教論再考序説—

はじめに

- 次
一 真宗の僧侶による祭政一致・政教分離の主張
二 神官による祭政一致・政教一致の主張
三 大教院分離運動成功の意義
むすびにかえて

新田均

(早稲田大学大学院政治
学研究科博士後期課程)

はじめに

明治憲法下の宗教行政には、「神社は宗教にあらず」との命題があった。いわゆる、「神社非宗教論」である。この命題については一般に、明治憲法の規定（宗教の自由）との規定の現実（事実上神社を国教的に扱つていたこと）との間の矛盾を解消するためのものであったと説明されている。例えば、このことについて宮沢俊義教授は、次のように述べている。「いかにも、神社は、一般的の宗教とはちがつた取扱い——国教的取扱い——をうけた。もし神社が、仏教やキリスト教などと同様に特別扱いされるべきものであれば、神社だけをかように特別扱いするのは、憲法の定める信教の自由に反する。しかし、神社は、宗教ではない。それは、単に祖先の祭りというだけ

のもの（？）であり、憲法にいう宗教ではない。だから、神社だけを特別に扱い、これに公的な地位をみとめ、国民にそれへの礼拝を強制しても、憲法の定める信教の自由には、関係がない。これが、「神社は宗教にあらず」という命題の内容である。これによつて、憲法の明文で信教の自由を定めることと、神社だけを国家的に保護し、これを国民に強制することとが、少しも矛盾しないと説明できると考えたのである。」

こうした説明は、少なくとも、明治憲法の制定当時は当てはまらない。まず、憲法制定者たちは、国民に神社への礼拝を強制しても、憲法の定める信教の自由には、関係がないとは考えていないかった。このことは、明治二年六月二七日の枢密院第一審議会第二読会における「若し朝廷祭祀の際に於て人民が礼拝せざるも、別段國体に關し又は義務に背くと云ふべからざるべし」との鳥尾小弥太の発言に明らかである。この発言に対して起草者はなんの反論も加えていない。その上、鳥尾や佐佐木高行が問題にした官吏の礼拝についても、「鳥尾氏の所説は、将来國家の宗教百年の寿を保つものあらんや。之に處するは其時々の政治家の方寸に存する事にして、今積明の限りにあらず」との伊藤博文の発言によって、曖昧のままとされてしまった。

それでは、国民に対して神社への礼拝を強制しないまでも、神社非宗教論によつて、神社だけを特別に扱い、これに公的な地位をみとめようとしていたのであろうか。これも、伊勢神宮、靖國神社および招魂社を除いて否である。その端的な現れが明治二〇年三月十七日の内務省訓令第一五号によつて実施された官国幣社保存金制度である。この制度

は、明治二〇年以降十五ヶ年間官国幣社に対して保存款を支給し、それ以後はこの保存款を元手として「人民ノ尊信ノ上ニ独立」させるというものであった。この制度が国家の神社に対する経済的な援助を断つていくとともに、神社を信教の対象として取り扱うことを見た。しかし、神社ノ盛衰ヲ度に反対した三条実美⁽⁴⁾は、「神社ノ盛衰ヲ以テ人民ノ信仰ニ任スル一応当然ノ事」と述べていることからも明らかである。なお、神社の大部分を占める府県社以下の神社は、「民祭ノ神社」との扱いを受けて、すでに国家による特別の保護を受けていた。⁽⁵⁾

以上のことからすれば、憲法制定の頃、政府は一方で神社非宗教論を採用しながら、他方において、神社を信教の対象と見なして、国家からの分離を図ろうとしていたといわなければならない。とすれば、神社非宗教論は何時、誰によつて、どのような目的で唱えられるようになったのであるうか。

— 真宗の僧侶による祭政一致・政教分離の主張 —

明治五年三月十四日、政府は神祇省を廃止して教部省を設置し、同四月二十五日教導職を置いて神仏儒三教による国民教化を開始した。これは、神道のみによる国民教化の不振を反省し、僧侶たちの希望を入れた措置であ

ったといわれる。他方、政府は外交關係を考慮して、翌六年二月二十四日、切支丹宗禁制の高札を撤去した。この措置は必ずしもキリスト教の信仰を認めたものではなかった。それでも、啓蒙思想家等によつて信教自由論が唱えられるようになる一つの契機になつた。こうした状況のところに、明治六年七月島地黙雷が海外教状視察を終えて帰国した。その後間もなく、真宗による大教院からの分離運動がはじまつた。大教院は、もともと、各宗合同の教學講習機關の設置を望んだ仏教諸宗の請願に基づいて、五年九月七日に設置されたものだった。しかし、教部省への薩摩派の進出などにより、次第に神道中心の布教機関へと変貌していった。黙雷はこの大教院体制を「寺院ヲ神社ニ転化スル前予」「僧侶ヲ神官ニ転化セント」するものであると批判し、真宗が大教院から離れて独自の布教を行ふことを主張したのである。

この運動の理論的根拠とされたのが神道非宗教論である。⁽⁶⁾その一例を黙雷の影響の下に書かれたと思われる明治七年六月十七日付大内青嶽の左院宛建白によつて示せば次のよ

うである。

「夫レ仏教耶蘇教等ノ、凡ソ宗旨ト唱フル者ハ必ス其千古不易奉事スル所アリ、或ハ二世三世ニ跡リ、幽界冥理ヲ説キ、因縁果報ヲ示シ、要信心ヲ見聞覺知ノ及ハサル所ニ發セシム信シ、信セサル者ハ却テ嘲笑スル、……夫

祭祀ハ天下ノ礼典ナレハ、官社ハ天下ニ令

シ、國社ハ國ニ令シ、府県社ハ其府県下ニ令

シ、人民共ニ之ヲ奉セシムヘント雖モ、モシ

之ヲ宗教トナサハ民ノ信否ニ任セサルヲ得

ス、強テ之ヲ信セシメント欲スモ、其思想ニ

信ナクシムハ、之ヲ如何トモスル能ハス」。

そして、「夫レ祭政一致ハ、我国古来ノ美

事ナリト雖モ、政教ハ決シテ一致ナルヘカラ

ス」と結論づけた後、次のような具体策を提

示している。「夫レ祠官ハ祭政一致ヲ職ト

ス、故ニ之ヲ式部寮ニ統督シ専ラ祭典祀事ノ

盛礼ヲ奉セシムヘシ、……教法ノ如キハ、朝

廷之レカ制限ヲ定メ以テ憲法トナシ必ス之ヲ

遵守セシメ、説法布教ハ其徒ノ自由ニ一任シ

其本山ナル者ヲシテ之ヲ検校セシメ、モシ法

ヲ犯ス者アルトキハ名ヲ正シ罪ヲ定メ以テ之ヲ

ヲ断スヘシ、豈別ニ省を置キ寮ヲ設クル事ヲ

須ヒンヤ、然ト雖モ事情未タ此ノ如クナルヘ

カラストセハ、太政官中教部寮ヲ置テ之ヲ管

理シ、式部ト並ヒ行レテ相混セサラシメハ祠

官僧侶共ニ偏倚ナク祭祀法教同ク皇上ノ親裁

ニ出ツ云々」。

要するに、青嶋は、信教自由論と神道非宗

教論を根拠として、仏教と神道の監督官庁の

区別（大教院・教部省の解体）、布教の自由

の承認、教團への自治権の付与を主張したの

である。

権国法ヨリ敢テ差構ハス教則⁽¹⁸⁾二条ヲ以テ國法

ノ中ニ掲ケ示シ説教者ニ是ヲ遵守セシメ内務

省ニ於テ神官併僧徒ヲ總轄シ其身分平常ノ支

配ハ所在府県ニ委任スルニ如クハ無ルヘシ云

々」

この案が黙雷らの主張をほとんど受け入れ

たものであることは文面より明らかであろ

う。この案を受け取った正院は、教部省の解

体まで断行しなかつたが、同年五月三日、

大教院を解体し、三条教則の遵守を条件として各宗派独自の布教を許した。さらに同年十一月二七日には「信教ノ自由保障ノ口達」が神仏各管長に対して発せられた。

こうして、真宗の大教院分離運動は成功を収めた。神祇官復興運動は頓挫した。神官らは、新たに神道事務局を設置して神道の布教を行わざるを得なくなつた。

三 大教院分離運動成功の意義

ここで大教院分離運動成功的意義を神道非宗教論との関係でまとめみれば次のようになるであろう。

「1」大教院の解体、布教の自由の承認の後、最早単純な政教一致論は政府によって受け入れられなくなつていった。したがつて、神官らが国家と神道との結合の強化を実現しようとするならば、何らかの形で政教分離論

を回避する方策を講じる必要が生じた。

「2」この運動の成功によつて、神道非宗教論が真宗にとって極めて有益であることが証明された。真宗西本願寺派門主大谷光尊は、

明治八年三月、島地黙雷が起草した「宗門教義上相戾大意」を太政大臣三条実美に呈し

た。これは西本願寺による神道非宗教論の「初めての公式表明」であった。真宗は、信

教の自由は主張するけれども決して神道を軽んずるつもりはないとの立場を公式に表明したのである。これは、「大教院解散・独自布

教を政府に認めさせ決定打となつた」というのも、政府としては祭政一致の建前を崩さず

に、信教の自由を認めることができたからである。以後、真宗はこの立場を軸に自らの要求の貫徹を目指すという方針をとつていく。

「3」しかし、この神道非宗教論は当時の神道の在り方をそのまま容認した理論ではない。神社は「皇上ノ祖先、歴世ノ聖靈ヨリ臣

民ノ賢哲ニ至ルマテ、皆神トシテ祭ル」ものばかりではなくつたし、神官たちは平田神学等に基づいた布教を行つていた。したがつて、黙雷らの神道非宗教論はザインとしての神道を無視して、儒教的な倫理を軸としたゾルレンとしての神道を設定したものであつた。そこには当然に、ゾルレンに依拠してザインを批判し、その改革を要求するという契機が含まれていた。ただし、大教院分離運動

后皇子皇女の陵墓を管理する諸陵寮を設置することを提案している。

ただし、政教一致を主張してはいても、神道をキリスト教と同一の範疇に入れているわけではない。曰く「方今泰西ニ行ハルゝ基督教ノ類ハ、其起源ヲ政府ニ依スシテ自立セリ」

「祭政一致ハ敬神治民ノ要務ニシテ帝統一系ノ國体儼然トシテ万世ニ興立スル所以ナレ

ハ、固ヨリ外國ノ政府ニ関渉セサル宗教ト同ノ類ハ、其起源ヲ政府ニ依スシテ自立セリ」

は、同時に、神官による神祇官復興運動が展開された時期でもあった。それでは彼らの主張はどのようなものであったのか。その代表

として、神祇官復興運動が展開された時期でもある。そこで、ここでは七年五月の神宮大

宮司兼權中教正田中頬庸の教部大輔安戸磯⁽¹⁹⁾へ

の建白「神祇官ヲ復シ教導寮諸陵寮ヲ置之議」⁽²⁰⁾を取り上げることにする。

頬庸はまず政教一致の必要を次のように力説している。「政教ノ國家ニ於ルヤ車ノ両輪ノ如ク、其一ヲ偏廢シテ不可ナルハ論ヲ待ス、蓋シ教ハ道ヲ修テ政ヲ佐ケ、政ハ道ヲ行

テ教ヲ護シ、政教一致ニシテ毫釐モ相悖サル

ハ、國ヲ治メ民ヲ安スルノ要法ナリ、……殊

ニ魯西亞ノ如キハ其主親ヲ宗徒ヲ統理シ、法皇ノ勢ニ居ル故ニ國法教法相分スシテ、政教

一致ナルヲ以テ国民ノ其主ヲ翼戴シ遵奉スル、他ノ國々ニ比スレハ天地懸隔セリ、蓋シ

魯國ノ宇内ニ跋扈シ隣境ノ蚕食スル所以ノ者モ、必ス宗教ノ資ナント云難シ云々」と。

頬庸がここで政教一致の対象としているのは勿論神道である。かれは、神道を保護し、民心を統合する方法として、神祇官を復興し、この神祇官の中に、神道や仏教の教導職を管轄する教導寮と、神代以来の山陵及び皇

モ、必ス宗教ノ資ナント云難シ云々」と。

さて、黙雷らが主張する祭政一致・政教分離論と、神官らの主張する祭政一致・政教一致論との間に立たされた政府は、次第に黙雷の主張の方へ傾いていった。これを象徴して見られる。しかし、この時点では政教一致が説明している。

「教部省併大中少教正講義ノ職ヲ廢シ祭祀事務ハ旧ニ仍テ式部寮ニ管掌シ神官ヲシテ所在

國幣社以下ノ祭祀ヲ奉セシメ説教ハ勝手次第ニ致サセ各派宗旨ハ人民自由ノ信仰ニ任セ朝

うに述べられていた。

「教部省併大中少教正講義ノ職ヲ廢シ祭祀事務ハ旧ニ仍テ式部寮ニ管掌シ神官ヲシテ所在

國幣社以下ノ祭祀ヲ奉セシメ説教ハ勝手次第ニ致サセ各派宗旨ハ人民自由ノ信仰ニ任セ朝

うに述べられていた。

當時、諸宗教は政府を支えるものとなるどころか、内部対立によつて政府に一層の難題を押

し付けたのである。こうしたことを考えれば、政府が宗教に關係することの有益性に疑問を抱き、これと関係することを厭うようになつたとしても不思議ではない。

當時、參議の地位にあつた伊藤博文は、後

年、憲法制定のための枢密院會議において次

のよう述べている。「抑歐州に於ては憲法政治の崩せる事千余年、獨り人民の此制度に習熟せるのみならず、又た宗教なる者ありて

之が機軸を為し、深く人心に浸潤して人心此

に帰一せり、然るに我国に在ては宗教なる者其力微弱にして一も国家の機軸たるべきものなし。仏教は一たび隆盛の勢を張り、上下の人心を繋ぎたるも、今日に至ては已に衰替に傾きたり。神道は祖宗の遺訓に基き之を祖述すと雖も、宗教として人心を帰向せしむるの力に乏し。我国に在て機軸となすべきは独り皇室あるのみ。⁽²³⁾

また、内務省は、明治十七年七月、管長制の実施を提案するに当たつて、從来の宗教行政を振り返つて「政府が直接ニ宗教ニ関涉スルコト其弊ヲ生スル既ニ多シ而シテ未タ其利ノ存スルヲ見ス」と述べている。

こうした認識の発生が、政府によつて黙雷らの主張する神道非宗教論が受け入れられる素地を提供したものと思われる。

〔5〕ところで、教導職の任免権を保持することによつて、各宗派を「行政上ノ裨益ナル妨害タラシメ」ざるよう誘導することが可能であったのは、次のようない理由からである。七年四月二八日、教部省は達書乙第九号によつて、説教者を教導職試補以上に限り、さらによつて同年七月十五日の達書第三一号によつて、住職も教導職試補以上に限つた。この措置によつて、僧侶の実質的な任免権は完全に國家の掌握するところとなつた。これは、運用次第では、本山の末寺支配権を否定しかねない措置である。事実、大教院分離運動の過

に帰一せり、然るに我国に在ては宗教なる者其力微弱にして一も国家の機軸たるべきものなし。仏教は一たび隆盛の勢を張り、上下の人心を繋ぎたるも、今日に至ては已に衰替に傾きたり。神道は祖宗の遺訓に基き之を祖述すと雖も、宗教として人心を帰向せしむるの力に乏し。我国に在て機軸となすべきは独り皇室あるのみ。⁽²³⁾

また、内務省は、明治十七年七月、管長制の実施を提案するに当たつて、從来の宗教行政を振り返つて「政府が直接ニ宗教ニ関涉スルコト其弊ヲ生スル既ニ多シ而シテ未タ其利ノ存スルヲ見ス」と述べている。

こうした認識の発生が、政府によつて黙雷らの主張する神道非宗教論が受け入れられる素地を提供したものと思われる。

〔5〕ところで、教導職の任免権を保持することによつて、各宗派を「行政上ノ裨益ナル妨害タラシメ」ざるよう誘導することが可能であったのは、次のようない理由からである。七年四月二八日、教部省は達書乙第九号によつて、説教者を教導職試補以上に限り、さらによつて同年七月十五日の達書第三一号によつて、住職も教導職試補以上に限つた。この措置によつて、僧侶の実質的な任免権は完全に國家の掌握するところとなつた。これは、運用次第では、本山の末寺支配権を否定しかねない措置である。事実、大教院分離運動の過

程で、これをめぐつて大きな混乱が生じた。⁽²⁶⁾そこで、真宗は、大教院分離運動終息の後、教團の自治権を獲得すべく教導職制そのものの改革を要求していく。

むすびにかえて

以上、神道非宗教論の発生について論じておいた。しかし、神道非宗教論＝神社非宗教論というわけではない。神道非宗教論がゾルレンとしての神道についていわれたものであることは、既に本文中で述べた。明治十三年に頂点に達した神道界の内紛（祭神論）を契機として、真宗はゾルレンの立場からザインとしての神道を批判し始めた。その結果、ザインとしての神道は変容を余儀なくされていく。その変容後の神道についていわれたのが神社非宗教論であつた。これについては、稿を改めて論じることにしたい。

注

(1) 熊本信夫「憲法二〇条三項にいう宗教的活動の意」北海学園大学『法学研究』第4巻第1号、二二頁参照。佐藤功『日本国憲法概説』全訂第二版、一六四頁、あるいは、橋本公宣『日本国憲法』、二三二頁等も同様の立場に立っているものと思われる。

(2) 宮沢俊義『憲法II—基本的人権—』法律学全集⁴、三四八・九頁。

(3) 清水伸『明治憲法制定史』下、二四四頁以下。

(4) 抽稿「明治憲法定期の政教関係—井上毅の構想と内務省の政策を中心にして」井上順孝、阪本是丸編著『日本型政教関係の誕生』一七七頁以下。中島三千男『明治国家体制』の確立と国家のイデオロギー政策—国家神道体制の確立過程—』『日本史研究』176、(5) 前掲拙稿、一六〇・一頁参照。

(6) 薩摩派の進出については、阪本是丸『日本型政教関係の形成過程』、井上・阪本『前掲書』三九頁以下参照。

(7) 島地黙雷「上聞 教部省ノ不体裁ニシキ『島地黙雷全集』第一卷所収。

(8) このことは既に何人かの論者によつて指摘されている。葦津珍彦著・阪本是丸注『国家神道とは何だったのか』三〇頁以下。福嶋寛隆『神道非宗教論と真宗—靖國神社問題は真宗にとって何であるか』、福嶋寛隆編『神社問題と真宗』三八七頁以下参照。

(9) この建白の中には黙雷の「滞歐中の論説」『島地黙雷全集』第二卷所収の一つである「費氏法教の自由を論ずる文」の一節が引用されている。なお、黙雷自身の神道非宗教論については、「教部改正建議」（国立公文書館蔵『上書建白書』2A、31—8、建8）、『三条弁疑』（『島地黙雷全集』第一卷所収）等参照。

(10) 阪本是丸「祭政一致をめぐる左院の『政教』論争」、『国学院雑誌』第八二卷第十号所収。

神祇官再興論の頂点に立つものであり、左院も実現可能な建議として廟議での評議を請うた（阪本「同右書」三四頁）からである。

(11) 左院は、六月二十四日、「将来我國宗教ヲ措置スルハ建言者所論ノ外方法モアルマシク云々」との意見を付して、この建白を正院へ上陳するところに、教部省へも廻達して回答を求めた。これに対して教部省は、十二月二七日、「神祇祭祀ト神道教ヲ自ラ混視スルヨリ立言致候様相見ヘ且往々誤認ノ件候得ハ到底採用可相成廉モ有之間敷哉ト存候」と回答している。

ちなみに、他の仏教諸宗派は真宗とは立場を異にし、大教院体制を維持し、神道と協力して国民教化を行おうとしていた（『真宗分離始末』『島地黙雷全集』第一卷所収参照）。

(12) 阪本是丸「神祇官再興建議と左院一祭政一致をめぐる議論」、『神道学』No.1-1、所収。

(13) その理由は、この建白が「具体性においてめかねていたが、少なくとも 国教一定と信

教の自由が矛盾するものであるとは考えていなかつたことが分かる。

(14) 五月十三日、教部省はこの建白を左院へ廻達し、左院は五月二十日、次のような意見を付してこの建白を正院へ上陳した。「今ヤ我邦ノ急務先ツ第一國憲屹立シ、次ニ國教ヲ一定スルヨリ先ナルハナシ、……西洋諸州文明國ト称スル、皆教法ハ衆ノ信徒ニ任シ、政府ハ唯其加害ヲ防クノミト、是說問然スルコトナシト雖、我邦ノ地位未タ之ヲ言フニ足ラス、況ヤマタ各国帝王信従ノ國教アルニ於テオヤ、深ク其因ヲ探究セシムハアルヘカラス、今日ノ勢、外教ノ侵入ヲ禦カント欲ス能ハスト雖、陛下信頼ノ國教ハ之ヲ一定シ、万民ヲシテ方向ヲ定メシムヘキナリ云々」。この意見と先の青嶋建白に付された意見を合せてみると、當時左院は、具体策については僧侶らの提言と神官らの提言の間で立場を決

(15) 「皇國ノ神道ハ真箇ノ國教ニシテ一宗教ニ非ラルノ弁」とあり、出雲大社宮司兼大教正千家尊福らの建白には「特ニ宗教ニ非ストスル者固ヨリ尤當ト雖トモ、外國ニ對シテ之ヲ言へハ、日本字「宗」の誤字かと思われる一引用者注ト称スヘキモノナリ」とある。いずれも、阪本、前掲「神祇官再興建議と左院」所収。

(16) 阪本是丸「明治八年左院の教部省處分案」近代日本宗教史の一齣一、『国学院雑誌』第八四卷十一号、所収。

(17) 明治四年七月二九日の官制改革により、太政官に式部局が設けられ、同局は八月十日式部局となり位記・官記を職掌とすることになった。神祇省廢止、教部省設置とともに、五年三月二三日祭事祀典關係が該寮に移管された。該寮は八年に至つて一旦宮内省に移さ

れたが、同年再び正院に移され、さらに十年
宮内省に附され、十七年に式部職と改称され
た。

(18) 教則二条 第一条 一 教神愛國の旨を体ス
ヘキ事

第二条 一 皇上ヲ奉戴シ國法ヲ
遵守スヘキ事

(19) 神道非宗教論を述べた部分は以下の通り。

「皇太神ハ皇室ノ御宗廟ニ付何宗ヲ問ハス敬
崇シ候儀ハ本邦國初已來ノ定制ニテ國体ノ基
ツク処決シテ魂神賦与來世救濟等ノ教上ノ談
ニハ無之候間真宗固リ之ヲ教崇致シ候然ルニ
造化三神ノ儀近來一種ノ神道者流古事記ニ依
テ殊ニ之ヲ尊奉致シ其家説ノ教本ト致シ候儀
ニテ右ハ必シモ國体ノ談ニハ管係無之自ラ宗
教ノ位地ニ相当リ候云々」(阪本、前掲「日本
型政教関係の成立過程」七〇頁所収)。

(20)(21) 華津「前掲書」五二頁。

(22) 詳しくは、中島「前掲書」一七一・三頁参
照。

(23) 朝日新聞社編『史料明治百年』四一二頁。

(24) 「教導職廢止並神仏各宗派管長身分取扱等
ノ件」、国立公文書館蔵『公文錄』2A-10
-1公3678。

(25) この背景については、拙稿「明治憲法制定
期の政教関係—井上毅の構想と内務省の政策
を中心に—」井上・阪本『前掲書』一五三
・四頁。阪本、前掲「日本型政教関係の成立
過程」一三・四頁。羽賀祥二「明治國家形成
期の政教関係—教導職制と教団形成」『日本
史研究』271参照。

(26) 島地黙雷「建議 分離許可促進ニツキ 二」
『島地黙雷全集』第一巻所収参照。

(27) 島地黙雷は早くも大教院分離許可直後の八
年五月三〇日に教導職制を改革して、教導職
の任免権を各宗に一任することを元老院に建
白している(「建言政教職官員ニツキ(教制
建議)」「島地黙雷全集』第一巻所収)。さら
に、黙雷は明治十一年一月にも、渥美契縁と連
名で「仮令教導職ノ名稱等級ハ從前ノ通被據
置候共、其体裁ハ純然宗門教法師ノ名実ヲ不
失様、……其進退黜陟ハ之ヲ本山ノ住職ニ一
任」することを内務卿大久保利通に建白して
いる(「建言 社寺局改正意見」「同右書」
所収)。

— 28 —